

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部改正について

1 改正内容

- ・ 大津市浜大津五丁目に所在する、滋賀県道路公社（以下、「公社」という。）の大津港駐車場を県の公共港湾施設とするに当たり、駐車場の使用料を徴収するため、滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 54 号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正の経緯

- ・ 今年 2 月の議会にて、公社の事業計画の変更承認申請の議決を得、変更承認申請の結果、3 月 27 日に国土交通省から事業計画の変更の承認を得た。
- ・ 事業計画の変更により、令和 5 年度末をもって公社による駐車場運営を終了。令和 6 年度からは、県が引き続き管理・運営を行う。
- ・ 大津港の港湾施設として管理することから、管理の根拠となる「滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（以下、「条例」という。）」を改正する必要性が生じた。

3 改正の概要

主に次の 2 点について改正する。

（1）利用料金を設定する。

有料駐車場として運営するに当たり、現在の条例では駐車場の料金設定がないため、規定を創設する。過去の運営実績や周辺の駐車料金を参考に「150 円/30 分」で設定。

（2）障害者の利用料金を免除する取扱いを定める。

県内に居住する、

- ・ 障害者が自ら運転する場合
- ・ 重度の障害がある者が乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合は、駐車場の利用料金を免除とする。

これは、県の他の施設における取扱いと合わせようとするもの。

※ 障害者や障害の定義は障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号による。

※ 現在、道路公社による運営では、障害者に対し利用料金の減額や免除は行っていない。

なお、改正の施行は、令和 6 年 4 月 1 日とする。

4 その他

本年度が大津港の指定管理者の更新年度に当たることから、本駐車場を大津港の一施設として位置づけ、他の港湾施設と一体で公募する。よって令和 6 年 4 月からは、指定管理者による管理・運営が行われる予定である。

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例新旧対照表

| 旧 | | | 新 | | |
|---|----------------|-----|---|----------------|---------------|
| 本則・付則 省略 | | | 本則・付則 省略 | | |
| 別表第1 省略 | | | 別表第1 省略 | | |
| 別表第2（第11条、第23条関係） | | | 別表第2（第11条、第23条関係） | | |
| 1 公共港湾施設（マリーナ施設を除く。） | | | 1 公共港湾施設（マリーナ施設を除く。） | | |
| 区 分 | 金 額 | 適用港 | 区 分 | 金 額 | 適用港 |
| 省略 | | | 省略 | | |
| 船揚場（一般使用に限る。） | 1隻1日につき 1,560円 | 長浜港 | 船揚場（一般使用に限る。） | 1隻1日につき 1,560円 | 長浜港 |
| (新設) | | | 駐 車 場 | 普 通 車 | 1台30分につき 150円 |
| 省略 | | | 省略 | | |
| 注 | | | 注 | | |
| 1～3 省略 (新設) | | | 1～3 省略 | | |
| (新設) | | | 4 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（同号に規定する障害をいう。）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合の駐車場および駐車施設の使用については、無料とする。 | | |
| 4・5 省略 | | | 5 駐車場の使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とする。 | | |
| 6 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（同号に規定する障害をいう。）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合の駐車施設の使用については、無料とする。 | | | 6・7 省略 (削除) | | |
| 7 省略 | | | 8 省略 | | |
| 2 省略 | | | 2 省略 | | |